

(33) 公益財団法人鳥取県教育文化財団 給与等状況報告書

1 職員給与の状況（平成24年度）

職員数	給 与 費			
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計
23 人	76,198 千円	12,817 千円	24,435 千円	113,450 千円

(注) 職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

2 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成25年4月1日現在）

一般職			文化財主事職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
239,545 円	264,700 円	52 歳	324,020 円	354,964 円	37 歳

(注) 1 「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。

2 「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる手当（期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当）とを合計したものの平均月額です。

3 職員の初任給の状況（平成25年4月1日現在）

区 分	初 任 給	備 考
一般職	大学卒 — 円	年齢、採用前の経験年数、他の職員との均衡等を考慮して理事長が定める。
	高校卒 — 円	
文化財主事職	大学卒 — 円	
	高校卒 — 円	

4 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成25年4月1日現在）

経験年数		5 年	10年	20年	30年	備考
区 分	学 歴					
一般職	大学卒	— 円	— 円	— 円	— 円	
	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円	
文化財主事 職	大学卒	— 円	— 円	— 円	— 円	
	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円	

(注) 「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

5 職員手当の状況（平成25年4月1日現在）

区 分	内 訳																		
期末手当 勤勉手当 （県の規定に 準ずる）	[支給割合] <table border="1" data-bbox="464 322 1238 613"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>期末手当</th> <th>勤勉手当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td> <td>1.13 月分</td> <td>0.71 月分</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>1.32 月分</td> <td>0.71 月分</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2.45 月分</td> <td>1.42 月分</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="464 707 826 768">職制上の段階、職務の 級等による加算措置 有</p> [平成24年度実績] <table border="1" data-bbox="464 862 1353 960"> <thead> <tr> <th>支給総額</th> <th>支給職員数</th> <th>1人当たり平均支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>24,434,701 円</td> <td>23 人</td> <td>1,062,378 円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	期末手当	勤勉手当	6月期	1.13 月分	0.71 月分	12月期	1.32 月分	0.71 月分	計	2.45 月分	1.42 月分	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給額	24,434,701 円	23 人	1,062,378 円
	区 分	期末手当	勤勉手当																
	6月期	1.13 月分	0.71 月分																
	12月期	1.32 月分	0.71 月分																
計	2.45 月分	1.42 月分																	
支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給額																	
24,434,701 円	23 人	1,062,378 円																	
退職手当	[支給額] <p data-bbox="464 1048 1262 1081">中小企業退職共済法に定められた額（役員、県退職職員は除く。）</p> [平成24年度実績] なし																		
時間外勤務手当 （県の規定に 準ずる）	[平成24年度実績] <table border="1" data-bbox="464 1249 1353 1348"> <thead> <tr> <th>支給総額</th> <th>支給職員数</th> <th>1人当たり平均支給年額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,362,669 円</td> <td>23 人</td> <td>233,160 円</td> </tr> </tbody> </table>	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給年額	5,362,669 円	23 人	233,160 円												
支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給年額																	
5,362,669 円	23 人	233,160 円																	

区分	内 容			
	対象職員	支 給 月 額		
管理職手当	一定の管理または監督の地位にある職員	調査室長 54,200 円		
		〔平成24年度実績〕 なし		
扶養手当 (県の規定に準ずる)	扶養親族として配偶者、子等を有する職員	ア 配偶者	10,500 円	
		イ 配偶者以外の扶養親族	6,500 円	
		ウ 配偶者のない職員の扶養親族のうち1人目まで	11,000 円	
		15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日まで	1人につき5,000 円を加算	
		〔平成24年度実績〕		
		支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給月額
		2,603,500 円	12 人	18,080 円
住居手当 (県の規定に準ずる)	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員	ア 借家・借間居住者	家賃の額に応じ、最高 27,000 円まで支給	
		イ 単身赴任手当受給者で配偶者に居住させるため借家・借間を借り受けている者	借家・借間居住者の例によった場合の額の2分の1相当額	
		〔平成24年度実績〕		
		支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給月額
		2,867,000 円	10 人	23,892 円

区分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
通勤手当 (県の規定に 準ずる)	交通機関等を利用し、または自動車等を使用して通勤している職員	ア 交通機関等利用者	次の①または②のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額。 ①支給単位期間の間通用する定期券の額 ②通勤21回分の回数券の額 <最高限度額 55,000 円>
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、月額 2,200 円から 46,400 円の範囲内で支給
		ウ 特別急行列車等利用	1 か月の特別急行料金等の2分の1の額を加算(高速自動車国道等特別料金等については2万円を限度)
		エ 駐車料金を負担している場合 (パークアンドライド)	公共交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、公共交通機関の利用に伴って駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金に相当する額を支給 (1ヶ月あたり 3,000 円を上限とする。)
		オ ノーマイカー運動に参加する場合	ノーマイカー運動参加者に対し、1月あたり3往復程度参加することを想定した通勤手当を支給
		[平成24年度実績]	
	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給月額
	1,984,200 円	23 人	7,189 円
単身赴任手当 (県の規定に 準ずる)	異動等を原因として単身赴任となった職員	[平成24年度実績] 1人当たりの平均支給月額 なし	

6 役員の報酬等の状況（平成25年4月1日現在）

区 分	給料・報酬月額	期末手当	備 考
理 事 長	319,600 円	6月期 1.13 月分 12月期 1.32 月分	勤勉手当 0.71 月分 勤勉手当 0.71 月分
非常勤理事（理事会等）	1回 10,200 円	支給なし	
非常勤監事（理事会等）	1回 10,200 円		
非常勤監事（監査）	1回 30,000 円		

[平成24年度実績]

①常勤役員

支給総額	支給職員数	1人当たり 平均支給月額 (期末手当等を含む)
5,239,577 円	1 人	436,631 円

②非常勤役員

支給総額	支給職員数	1人当たり 平均支給月額
497,400 円	7 人	5,921 円

7 給与制度の変更

(1) 変更内容

区 分	変 更 後	変 更 前	変 更 理 由
管理職手当	54,200円/月	なし	調査室の組織拡大に伴い、調査室長に対して職責に応じた手当を支給することとしたため。

(2) 適用日 平成25年 4月 1日